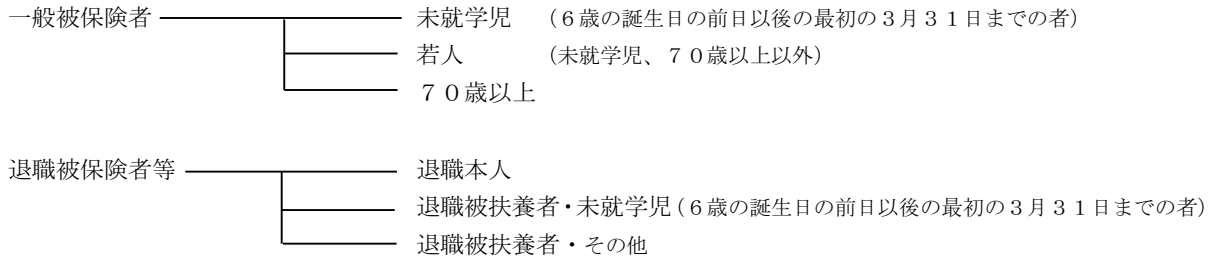


5 用語の説明

①被保険者の区分

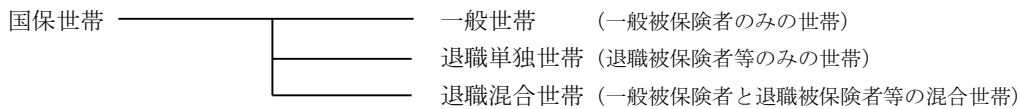
○国民健康保険

- ・被保険者



※ 昭和59年10月1日より開始された退職者医療制度は、平成26年度（平成27年3月末）に廃止され、経過措置も令和元年度で終了

- ・世帯

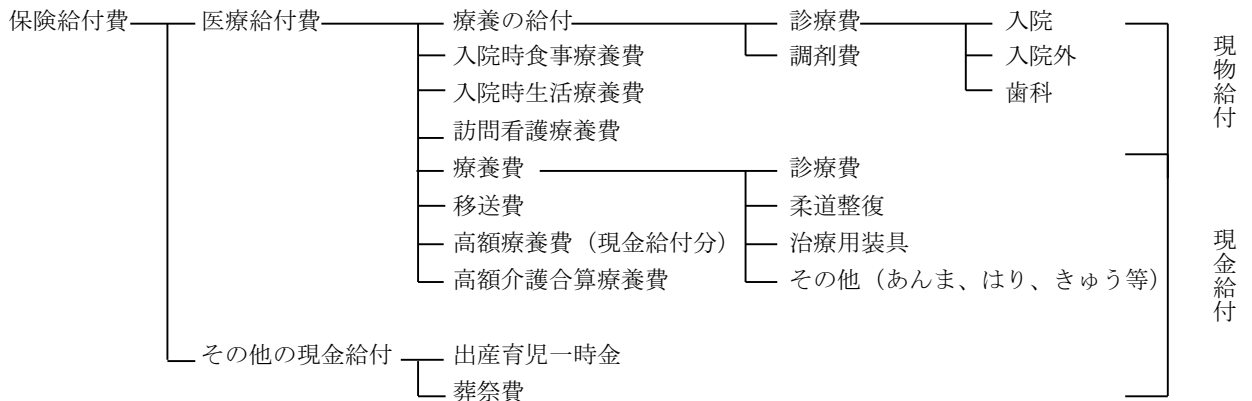


※ 擬制世帯 — 国保被保険者の属する世帯であって、世帯主が被用者保険の被保険者である等により、国保の被保険者ではない場合（各種届出や納税の義務はその世帯主に発生する）

○介護保険

- ・第1号被保険者：市区町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
- ・第2号被保険者：市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

②医療費に関する用語



- ・レセプト : 診療（調剤）報酬請求書及び診療（調剤）報酬明細書のことであり、毎月、保険医療機関等により、医療（調剤）費を保険者に請求する際、被保険者ごとに作成される
- ・点数 : 保険診療行為について、診療（調剤）報酬点数表に定められている点数（一点につき10円）
- ・医療費 : 診療行為に要した10割の額
- ・現物給付 : 医療保険制度における療養に関する給付の原則で、診療、投薬、注射、手術、処置等直接、物またはサービス（役務）の形で行われる給付
- ・現金給付 : 保険事故発生時に現物給付に対して、現金で支払われる給付
- ・費用額 : 保険者負担額、一部負担金、公費負担額の合計額で、10割の額
- ・保険者負担額 : 療養の給付に要する費用のうち、保険者が負担する額
- ・一部負担金 : 療養の給付に要する費用のうち、被保険者が負担する額
- ・受診率 : 被保険者100人当たりの平均受診回数 $< = \text{件数} \div \text{被保険者数} \times 100 >$
- ・他法負担分 : 費用額のうち、国保法以外の法令または保険者の国保条例以外の条例による国、都道府県、市町村等の負担額であり、他法優先と国保優先に分けられる
- ・他法優先 : 療養給付費等の支払いを、国保より優先して公費負担した額
- ・国保優先 : 療養給付費等に対して国保を優先して適用し、残りの一部負担金を公費により負担した額

③財政に関する用語

- ・収納率 : 収納額から還付未済額を控除した後の金額を調定額で除し算出した率
- ・収入率 : 収納額を調定額で除し算出した率
- ・国民健康保険
 - 事業費納付金 : 市町村の療養の給付等に要する費用その他の国保事業に要する費用を、市町村に国民健康保険保険給付費等交付金として交付するため、都道府県が市町村から徴収するもの
- ・国民健康保険
 - 保険給付費等交付金 : 市町村の療養の給付等に要する費用その他の国保事業に要する費用について、都道府県が市町村に交付するもの
- ・繰入金 : 一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れされているもの
法令で定められているのが法定繰入金、定められていないのが法定外繰入金